和歌山県における建設工事に係る一般競争入札実施要綱

1 趣旨

この要綱は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)に係る一定規模以上の建設工事において、入札・契約手続のより一層の透明性・客観性及び競争性を確保するため、和歌山県の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号。以下「特例規則」という。)に定めるもののほか、一般競争入札を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

この要綱の対象工事は、特例政令が適用される建設工事とする。

- 3 入札の公告
 - (1) 知事は、2の対象工事を一般競争入札に付そうとする場合においては、特例規則第3条 の規定に基づき県報に登載することにより公告するものとする。
 - (2) (1) の公告においては、特例規則第5条の規定により次に掲げる事項を英語により記載するものとする。
 - ア 契約担当課名
 - イ 工事名
 - ウ 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書類」という。)の 提出期限
 - エ 技術提案 (総合評価において評価値を算定するために提出を求める書類) の提出期限 (事前評価を行う場合)
 - オ 入札執行の日時
 - カ 6の入札説明書を入手するための照会窓口
 - (3) 公告においては、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱(平成20年6月1日制定。 以下「総合評価落札方式実施要綱」という。)による総合評価、低入札価格調査実施要領 【建設工事】(令和元年6月1日施行。以下「低入札要領」という。)による低入札価格調 査が適用されるものである旨を記載するものとする。

4 入札参加資格

特例規則第2条第3項の公示として次の事項を県報に登載するものとする。3(1)の公告においては和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第100条第2号に規定する「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」として上記公示による参加資格を有するも

のであることを記載するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者にあっては、更正計画の認可がなされていない者、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ウ 当該工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
- エ 申請書類の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載しなかった者でないこと。
- オ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者であること。
- カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- キ 建設業法に基づく○○工事業の特定建設業の許可を受けた者であること。
- ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定。 以下「資格停止要綱」という。)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない こと。
- ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札 参加除外を受けていない者であること。
- コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- サ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていること。
- シ 対象工事と同種の工事の施工実績があること(個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。)。
- ス 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること(個別の工事に応じて技術者の資格及び同種の工事の施工経験をできるだけ詳細に明示すること。)。
- セ その他工事内容等により必要な条件

(2) 共同企業体の場合

- ア すべての構成員が、(1)のアからサまでの要件を満たしていること。
- イ (1)のシからセまでについて、工事内容等により、各構成員ごとに異なる要件を定めることができるものとすること。

ウ その他工事内容等により必要な条件

5 入札参加資格の決定

4に規定する入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、対象 工事ごとに、別に定める入札審査会の意見を聴いた上で、別に定める和歌山県建設工事等入 札参加資格審査会の審査を経て決定するものとする。

6 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書は、公告後速やかに交付を開始することとし、入札書提出期間の開始日の前日まで交付するものとする。
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法を公告において明らかにするものとする。
- (3) (1)の入札説明書の交付期間において、技術提案の作成に係る事項等を記載した技術提案作成要領、設計図書、契約書案、公告の写しを交付するものとする。
- (4) 設計図書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。また、交付に代えて、 又は交付と併せて設計図書を閲覧させることができるものとする。

7 申請書類及び技術提案の提出及び受付等

- (1) 知事は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、参加希望者から申請書類の提出を求めるものとする。
- (2) 申請書類の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日間とする。事前評価を行う場合は、(1)の申請書類の提出に加え、技術提案の提出を求めることとし、提出期間は原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して25日間とする。
- (3) 申請書類及び技術提案の提出場所は、所掌部局の入札契約事務担当課とするものとする。
- (4) 申請書類及び技術提案の提出は、提出場所への持参又は電子メールにより行うものとする。
- (5) 期限までに申請書類(事前評価を行う場合は技術提案を含む。)を提出しない者及び知事が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (6) (1)から(3)までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
- (7) (1)から(5)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ア 申請書類及び技術提案は、入札説明書において示す様式により作成すること。
 - イ 申請書類及び技術提案の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
 - ウ 知事は、提出された申請書類及び技術提案を、入札参加資格の確認以外に提出者に無

断で使用しないこと。

- エ 提出された申請書類及び技術提案は返却しないこと。
- オ 提出期限以降における申請書類及び技術提案の差替え及び再提出は認めないこと。
- カ 申請書類及び技術提案に関する問い合わせ先
- キ その他知事が必要と認める事項
- 8 入札参加資格の確認
 - (1) 知事は、和歌山県建設工事等入札参加資格審査会の審査を経て、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。
 - (2) (1)の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。
 - (3) 4(1)シの同種の工事の施工実績及び4(1)スの配置予定の技術者の同種の工事の施工 経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及 び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国 又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工 実績及び施工経験をもって行うものとする。
 - (4) 知事は、原則として、申請書類の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に、入札参加資格の確認の結果を申請書類の提出者に対し通知するものとする。なお、事前評価を行う場合は、原則として申請書類及び技術提案の提出期限の日の翌日から起算して25日以内に、入札参加資格の確認の結果及び技術提案の採否について、申請書類の提出者に対し通知するものとする。
 - (5) (4)の通知に当たっては、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付す とともに、所定の期限内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることが できる旨を明記するものとする。
 - (6) (2)、(3)及び(4)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- 9 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 入札参加資格がないと認められた者は、8(4)の通知の日の翌日から起算して7日(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日を含まない。)以内に、知事に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
 - (2) 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、書面(様式は自由) を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
 - (3) (2)の書面の提出場所は、所掌部局の入札契約事務担当課とするものとする。

- (4) 知事は、(1)の説明を求められたときは、原則として、(1)の入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- (5) (1)から(4)までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

10 現場説明会

- (1) 現場説明会は、知事が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。
- (2) 現場説明会を行う場合においては、現場説明会を行う旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ア 現場説明会を行う旨
 - イ 現場説明会の日時及び場所
 - ウ その他知事が必要と認める事項
- (3) 現場説明会を行う日は、9の入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明が終了した日以降の日とするものとし、原則として、入札書の提出期間の最終日の10日前の日とするものとする。

11 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書、技術提案作成要領及び現場説明に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。
- (2) 質問書の提出期間は、原則として、入札参加資格の確認の結果を通知する期限の翌日から、9(4)の入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日の翌日まで(現場説明会を行う場合においては、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、現場説明会の日の2日後まで)とするものとする。

なお、事前評価を実施する場合の質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の配布 を開始した日に受付を開始し、技術提案作成要領及び現場説明に対する質問については、 質問の受付開始から10日後まで、設計図書に関する質問については、入札参加資格審査結 果及び技術提案の採否通知日の10日前までとするものとする。

- (3) 質問書の提出場所は、所掌部局の入札契約事務担当課とする。
- (4) 質問書の提出は、持参、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとする。
- (5) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後(以下「閲覧開始期限」という。)までに開始し、開札日の前日までとする。ただし、事前評価を実施する場合における回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して10日以内に開始し、開札日の前日までとする。
- (6) 質問に対する回答は、所掌部局の入札契約事務担当課において閲覧に供するとともに、

和歌山県公共工事等入札情報システムに掲載するものとする。

- (7) (1)から(6)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- 12 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金については、以下のとおりとする。
 - ア 競争入札に参加しようとする者は、入札前までに見積もる入札金額の100分の5以上 の額に相当する入札保証金を納付しなければならない。入札保証金は、落札決定後還付 する。ただし、落札者にあっては、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又 は納付すべき契約保証金に充当することができる。
 - イ 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。
 - (ア) 利付国債又は地方債
 - (イ) 知事が確実と認める金融機関の保証
 - ウ 次に掲げる場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - (ア) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合
 - (イ) 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約保証の予約をした場合
 - (2) 契約保証金については以下のとおりとする。
 - ア 契約保証金は納付させるものとし、その額は契約金額の10分の1以上(調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の3以上)とする。
 - イ 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。
 - (ア) 利付国債又は地方債
 - (イ) 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
 - ウ 次に掲げる場合においては、契約保証金の一部又は全部を免除することができる。
 - (ア) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
 - (イ) 知事が確実と認める金融機関の工事履行保証証券による保証
 - (3) (1)及び(2)に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- 13 入札書等の提出
 - (1) 入札書の提出期間は、原則として、11(2)の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算 して8日後から休日を含まない3日間とする。ただし、郵送による場合は、上記入札書の 提出期間の最終日を到着期限とする。
 - (2) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札による場合

- (ア)入札参加者は、入札書に工事費内訳書、技術提案及び入札担当者の氏名及び連絡 先を明らかにするための書類を添付の上、和歌山県公共工事等電子入札システム(以 下「電子入札システム」という。)により提出するものとする(事前評価を行う場合 は、技術提案を除く。)。
- (イ) 添付するデータの容量が大きい等の理由で電子入札システムにより提出することが困難な場合は、その一部又は全部について別途持参により提出することを認めることができるものとする。

イ 持参する場合

- (ア)入札参加者は、入札書、工事費内訳書及び技術提案(以下これらを「入札書等」という。)を封筒に入れ封印をし、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合はその名称)、建設業許可番号(共同企業体の場合は共同企業体の代表者の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、入札公告に示す場所に持参し提出するものとする(事前評価を行う場合は、技術提案を除く。)。
- (イ)入札参加者は、入札書等の提出の際に、入札参加資格があることを確認した旨の 通知書の写しを併せて提出するものとする。

ウ 郵送による場合

- (ア)入札参加者は、イ(ア)により封筒に入れ封印した入札書等とイ(イ)による通知書の写しを同封し、入札公告に示す場所に郵送するものとする。
- (3) 開札は原則として入札書の提出期間の最終日の翌日(ただし、その日が休日の場合は次の休日でない日)に行うものとする。
- (4) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。
- (5) 知事は、入札経過及び入札結果について、開札後及び落札決定後に速やかに和歌山県公 共工事等入札情報システムにより公表するとともに、閲覧に供するものとする。
- (6) 知事は、(1)から(3)まで及び(5)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、(4)に掲げる事項及び落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

14 失格

- (1) 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。 ア 入札参加資格がない者
 - イ 所定の時刻までに入札しなかった者
 - ウ 記名押印を欠いた入札書を提出した者(電子入札システムにより行った入札を除く。)

- エ 金額を訂正した入札書を提出した者(電子入札システムにより行った入札を除く。)
- オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者
- カ 次に該当する場合の入札参加者
 - (ア) 入札保証金が未納付又は金額が不足している場合
 - (イ) 12(1)イ(イ)又は12(1)ウに係る書類に不備があると認められる場合
- キ 同一の入札について2以上の入札をした者
- ク 工事費内訳書及び技術提案(事前評価を行う場合を除く。)を提出しなかった者
- ケ 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者
- コ 4に規定する要件を満たさない者
- サ 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を全く提出 しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると 認められた者
- シ 虚偽の技術提案を提出した者
- ス 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- セ 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
- ソ 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者
- タ その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者
- (2) (1)に該当する者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すことができるものとする。
- (3) (1) 及び(2) について、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

15 苦情申立て

この要綱に基づく入札参加資格の確認その他の手続に関し、和歌山県における政府調達に関する苦情処理手続(平成11年和歌山県告示第613号)により、和歌山県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

16 その他

- (1) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意 契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告及び入札説明書にお いて明らかにするものとする。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、 その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

- (3) 申請書類、技術提案及びその他の提出書類に虚偽の記載をした場合においては、資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (4) 公告、入札参加資格に係る公示及び入札説明書は、別添1の標準入札公告例、別添2の標準入札参加資格告示例及び別添3の標準入札説明書例によるものとする。ただし、これらは例示であり、本要綱及び関係法令等に反しない限り、必要に応じ変更できるものとする。
- (5) 落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者(共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。)が、4に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、資格停止要綱別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)における(資格認定)に基づく認定を同基準の(参加資格)の(5)の資格を欠くことにより取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第6条に基づく資格認定を同基準第2条第1項第5号の資格を欠くことにより取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。
- (6) 技術提案の事前評価を行う場合は、技術対話の機会を設けることが出来るものとする。 附 則
- 1 この要綱は、平成23年1月19日から施行する。
- 2 和歌山県における一般競争入札実施要綱(平成8年4月1日制定)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する様式の用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附則

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。